六(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　阿部谷川
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　防府市大字鈴屋字宮ノ久保一〇二三番地四内四等三角点鈴屋を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十四年建設省告示第六百一号で指定した第九号に掲げる土地の区域を除く。）
　基準点から一三八度四〇分五七秒　二九八二・一一四メートルの地点　一号
　標柱一号から七五度五三分一七秒　一六二・〇六八メートルの地点　二号
　標柱二号から六三度二分二五秒　三一九・一二六メートルの地点　三号
　標柱三号から五六度四七分七秒　一八五・四九〇メートルの地点　四号
　標柱四号から三五六度三五分五九秒　一〇七・二二八メートルの地点　五号
　標柱五号から二六六度四六分五八秒　四二八・二二五メートルの地点　六号
　標柱六号から一九二度四八分三四秒　一六五・九一六メートルの地点　七号
　標柱七号から二四二度四一分五秒　一九二・七一八メートルの地点　八号
　標柱八号から一八五度五八分五六秒　四六・五四八メートルの地点　九号
　標柱九号から一五八度二二分四〇秒　七五・一八〇メートルの地点　十号

**○国土交通省告示第三号**

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年一月五日

国土交通大臣　前原　誠司

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

| 認定番号 | 特別評価方法認定をした方法の名称 | 性能表示事項 | 特別評価方法認定の申請者 | 申請者の住所 | 認定年月日 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1074 | 時刻歴応答解析方法を用いて検証する（仮称）大井町西地区第一種地域」の構造方法に応じて評価する方法 | 1－4　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止） | 大井町西地区市街地再開発組合 | 東京都品川区大井1丁目19番4号 | 平成21年12月17日 |

**○近畿地方整備局告示第四号**

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下「法」という。）第七十六条第一項の規定により、次の登録建築物調査機関を登録したので、同法第七十六条の十において準用する第五十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十二年一月五日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　登録建築物調査機関の名称
　株式会社技研
二　住所
　大阪府大阪市北区天満四丁目十二番九号
三　代表者氏名
　代表取締役　石田　榮市
四　登録年月日
　平成二十一年十二月十日
五　登録建築物調査機関が建築物調査の業務を行う事務所の名称及び所在地
　株式会社技研本社　大阪府大阪市北区天満四丁目十二番九号

# 人事異動

## 内閣

（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　松田　隆利
辞職を承認する
岡本　義朗
願に依り内閣官房行政改革推進室室員を免ずる
（経済産業省大臣官房付）経済産業事務官　古賀　茂明
（財務省大臣官房付）財務事務官　百嶋　計
（総務省大臣官房審議官（人事・恩給局担当））総務事務官　渕上　俊則
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する
内閣官房行政改革推進室室員を免ずる（各通）
（総務省人事・恩給局参事官）
同　堀江　宏之
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する
内閣官房行政改革推進室参事官を免ずる
（人事院事務総局職員福祉局参事官）人事院事務官　太田　清文
（総務省大臣官房付）総務事務官　阪本　克彦
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する
内閣官房行政改革推進室室員を免ずる（各通）
（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　山本　景一
農林水産省に出向させる
内閣官房行政改革推進室参事官を免ずる（以上二十一年十二月十七日）
（厚生労働省大臣官房政策評価審議官）厚生労働事務官　生田　正之
（外務省アジア大洋州局地域政策課長）外務事務官　伊藤　康一
（国土交通省総合政策局情報政策課長）国土交通事務官　内田　傑
（総務省情報通信国際戦略局技術政策課長）総務技官　奥　英之
（外務省国際協力局国別開発協力第一課長）外務事務官　清水　茂夫
（総務省行政評価局評価監視官）総務事務官　椿　泰文
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する（各通）（二十一年十二月二十二日）
○外務大臣臨時代理　国務大臣　平野　博文
外務大臣岡田克也海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣に指定する（二十一年十二月二十七日）
（福岡地方裁判所判事）判事　仲家　暢彦
願に依り本官を免ずる（二十一年十二月二十八日）

## 行政改革推進本部事務局

（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　堀江　宏之
行政改革推進本部事務局参事官の併任を解除する（二十一年十二月十七日）

## 国家公務員制度改革推進本部事務局

内閣官房参与　立花　宏
国家公務員制度改革推進本部事務局長の併任を解除する
（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　松田　隆利
岡本　義朗
国家公務員制度改革推進本部事務局次長の併任を解除する（各通）
（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　古賀　茂明
（同）同　渕上　俊則
国家公務員制度改革推進本部事務局審議官の併任を解除する（各通）
（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））同　太田　清文
（同）同　阪本　克彦
（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））同　百嶋　計
（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））同　堀江　宏之
（同）同　山本　景一
国家公務員制度改革推進本部事務局参事官の併任を解除する（各通）（以上二十一年十二月十七日）

# 官庁報告

## 法務

**公証人任免**

札幌法務局所属公証人吉村正は公証人を免ぜられた。（二十一年十二月三日）（法務省）